

平成 24 年度 津市地域防災計画（風水害等対策編）の修正箇所一覧表（案）

頁	行	修 正 後	修 正 前																												
1	16	第3節 計画の構成 この計画は、風水害等対策編、震災対策編、<u>津波対策編</u>及び資料編で構成します。 <u>風水害等対策編</u>の内容は次のとおりとします。	第3節 計画の構成 この計画は、風水害等対策編、震災対策編<u>及び資料編</u>で構成し、それぞれの内容は次のとおりとします。																												
7	図中	5 指定地方公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>社団法人津地区医師会 <u>公益社団法人久居一志地区医師会</u></td><td>(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動</td></tr><tr><td>報道機関（日本放送協会津放送局を除く）</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>三重県トラック協会</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>ガス事業者（都市ガス事業者及び<u>三重県津LPガス協議会</u>）</td><td>(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給</td></tr></table>	機関名	処理すべき事務又は業務	社団法人津地区医師会 <u>公益社団法人久居一志地区医師会</u>	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動	報道機関（日本放送協会津放送局を除く）	（省略）	一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）	（省略）	三重県トラック協会	（省略）	鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）	（省略）	ガス事業者（都市ガス事業者及び <u>三重県津LPガス協議会</u> ）	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給	5 指定地方公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>社団法人津地区医師会 <u>社団法人久居一志地区医師会</u></td><td>(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動</td></tr><tr><td>報道機関（日本放送協会津放送局を除く）</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>三重県トラック協会</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>ガス事業者（都市ガス事業者及び<u>三重県LPガス協議会</u>）</td><td>(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給</td></tr></table>	機関名	処理すべき事務又は業務	社団法人津地区医師会 <u>社団法人久居一志地区医師会</u>	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動	報道機関（日本放送協会津放送局を除く）	（省略）	一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）	（省略）	三重県トラック協会	（省略）	鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）	（省略）	ガス事業者（都市ガス事業者及び <u>三重県LPガス協議会</u> ）	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給
機関名	処理すべき事務又は業務																														
社団法人津地区医師会 <u>公益社団法人久居一志地区医師会</u>	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動																														
報道機関（日本放送協会津放送局を除く）	（省略）																														
一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）	（省略）																														
三重県トラック協会	（省略）																														
鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）	（省略）																														
ガス事業者（都市ガス事業者及び <u>三重県津LPガス協議会</u> ）	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給																														
機関名	処理すべき事務又は業務																														
社団法人津地区医師会 <u>社団法人久居一志地区医師会</u>	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動																														
報道機関（日本放送協会津放送局を除く）	（省略）																														
一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）	（省略）																														
三重県トラック協会	（省略）																														
鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）	（省略）																														
ガス事業者（都市ガス事業者及び <u>三重県LPガス協議会</u> ）	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給																														

12

4 第2節 社会的条件

1 人口・世帯

(1) 総人口と世帯

平成 22 年の国勢調査による市の人口は、285,746 人となっており、三重県の総人口の 1,854,724 人の 15.4% を占め、県内では四日市市 (307,766 人、三重県の総人口の 16.5%) に次いで 2 番目に人口の多い市になります。

世帯については、平成 22 年の国勢調査によると、113,092 世帯となっており、1 世帯当たりの人員は 2.52 人で、三重県全体の平均 2.63 人をわずかに下回っています。

(平成 22 年国勢調査より)

(2) 年齢別人口

年齢別人口は、下表のとおりであり、少子高齢化は今後急速に進んでいく状況にあります。65 歳以上の高齢者人口の比率は、平成 17 年には 22.0% であったものが平成 22 年には 24.4% と高齢化が着実に進んでいます。

■ 年齢別人口集計

	男	女	総 数
0～9 歳	<u>12,389</u>	<u>11,912</u>	<u>24,301</u>
10～19 歳	<u>13,726</u>	<u>13,335</u>	<u>27,061</u>
20～29 歳	<u>15,087</u>	<u>14,717</u>	<u>29,804</u>
30～39 歳	<u>19,272</u>	<u>18,694</u>	<u>37,966</u>
40～49 歳	<u>18,164</u>	<u>18,145</u>	<u>36,309</u>
50～59 歳	<u>17,581</u>	<u>18,074</u>	<u>35,655</u>
60～69 歳	<u>19,344</u>	<u>20,942</u>	<u>40,286</u>
70～79 歳	<u>14,205</u>	<u>16,970</u>	<u>31,175</u>
80～89 歳	<u>6,289</u>	<u>10,624</u>	<u>16,913</u>
90 歳以上	<u>725</u>	<u>2,681</u>	<u>3,406</u>
合 計	<u>138,643</u>	<u>147,103</u>	<u>285,746</u>

注) 合計には、年齢不詳を含んでいます。

(平成 22 年国勢調査より)

第2節 社会的条件

1 人口・世帯

(1) 総人口と世帯

平成 17 年の国勢調査による市の人口は、288,538 人となっており、三重県の総人口の 1,866,963 人の 15.5% を占め、県内では四日市市 (303,845 人、三重県の総人口の 16.3%) に次いで 2 番目に人口の多い市になります。

世帯については、平成 17 年の国勢調査によると、109,332 世帯となっており、1 世帯当たりの人員は 2.64 で、三重県全体の平均 2.76 人をわずかに下回っています。

(平成 17 年国勢調査より)

(2) 年齢別人口

年齢別人口は、下表のとおりであり、少子高齢化は今後急速に進んでいく状況にあります。65 歳以上の高齢者人口の比率は、平成 12 年には 19.2% であったものが平成 17 年には 22.0% と高齢化が着実に進んでいます。

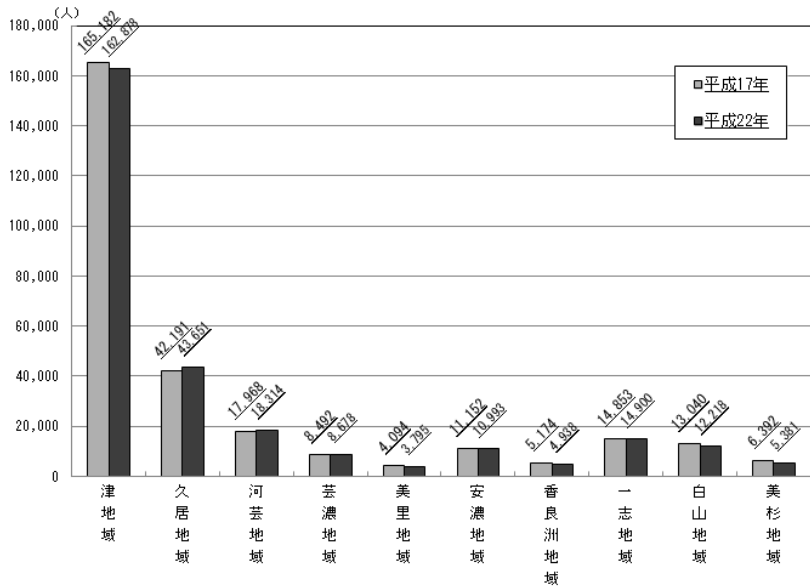
■ 年齢別人口集計

	男	女	総 数
0～9 歳	<u>13,196</u>	<u>12,744</u>	<u>25,940</u>
10～19 歳	<u>14,912</u>	<u>13,961</u>	<u>28,873</u>
20～29 歳	<u>17,210</u>	<u>16,565</u>	<u>33,775</u>
30～39 歳	<u>20,020</u>	<u>19,652</u>	<u>39,672</u>
40～49 歳	<u>17,986</u>	<u>17,855</u>	<u>35,841</u>
50～59 歳	<u>20,395</u>	<u>21,051</u>	<u>41,446</u>
60～69 歳	<u>17,441</u>	<u>18,963</u>	<u>36,404</u>
70～79 歳	<u>13,743</u>	<u>16,196</u>	<u>29,939</u>
80～89 歳	<u>4,307</u>	<u>8,847</u>	<u>13,154</u>
90 歳以上	<u>622</u>	<u>2,158</u>	<u>2,780</u>
合 計	<u>140,238</u>	<u>148,300</u>	<u>288,538</u>

注) 合計には、年齢不詳を含んでいます。

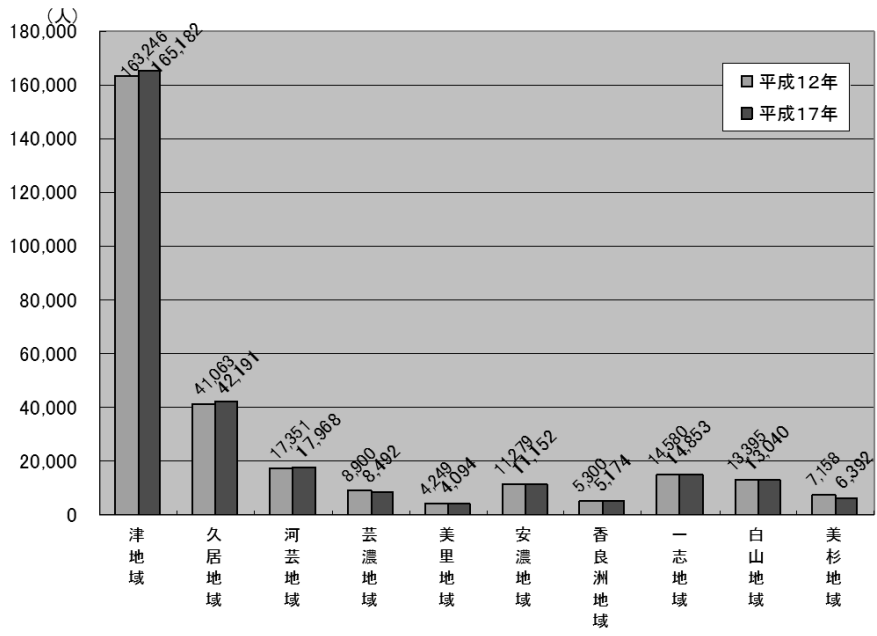
(平成 17 年国勢調査より)

(3) 地域別人口の推移



(平成 22 年国勢調査より)

(3) 地域別人口の推移



(平成 17 年国勢調査より)

15

7

第3節 対象とする災害

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地質構造、気象等の自然条件に加え、人口等の社会的条件及び過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生するおそれのある次の災害を対象としました。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 竜巻や突風による災害
- (4) 大規模火災
- (5) その他大規模な災害

第3節 対象とする災害

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地質構造、気象等の自然条件に加え、人口等の社会的条件及び過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生するおそれのある次の災害を対象としました。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 大規模火災
- (4) その他大規模な災害

17	2	(5) <u>山地災害等への対応</u> <u>治山事業や砂防事業等を促進し山地災害防止に努めます。</u> (6) <u>高潮対策</u> <u>海岸部の老朽化した護岸堤防の改良など高潮対策を図ります。</u>	<u>(記載なし)</u>
18	8	2 下水道等の整備による浸水区域の解消（下水道部、建設部） 都市化の進展による雨水流出量の増大に対処するため、<u>公共下水道及び排水路の新設・改修</u>とポンプ場の整備を進め、浸水区域の解消に努めます。	2 下水道等の整備による浸水区域の解消（下水道部、建設部） 都市化の進展による雨水流出量の増大に対処するため、<u>公共下水道及び都市下水路の新設・改良、一般排水路の改修</u>とポンプ場の整備を進め、浸水区域の解消に努めます。
19	10	2 治山事業の促進 森林は、（中略）大きな役割を果たしています。 このため、崩壊危険地及び崩壊地、<u>未植栽地</u>並びに浸食された溪流などの荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るための治山事業の促進を図ります。（省略）	2 治山事業の促進 森林は、（中略）大きな役割を果たしています。 このため、崩壊危険地及び崩壊地、<u>はげ山移行地及びはげ山</u>並びに浸食された溪流などの荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るための治山事業の促進を図ります。（省略）
20	11	4 造成地等宅地災害の予防 (1) （省略） (2) <u>土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域内又は建築法第 40 条の適用区域内に存する危険な不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努めます。</u>	4 造成地等宅地災害の予防 (1) （省略） (2) <u>災害危険区域等に居住する住民に「がけ地近接等危険住宅移転事業」を広報し、活用を促進し、安全な住環境の整備に努めます。</u>
21	5	1 道路・橋りょうの整備促進 (1) <u>道路・橋りょう</u>の安全確保 （省略） (2) 幹線道路の整備 災害発生時の避難及び救助活動の迅速化を図るため、道路管	1 道路・橋りょうの整備促進 (1) 道路の安全確保 （省略） (2) 幹線道路の整備 災害発生時の避難及び救助活動の迅速化を図るため、道路管

		理者は、緊急輸送道路をはじめとする幹線道路や地域の生活の基盤となる重要な生活道路の整備を計画的に推進します。 (3) 橋りょうの整備 道路管理者は、橋りょうの耐震化、長寿命化を推進します。 (4) 孤立集落の安全確保 (省略)	理者は、緊急輸送道路をはじめとする幹線道路の整備を計画的に推進します。 (3) 孤立集落の安全確保 (省略)
22	26	6 上水道施設の整備促進 災害による配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化による危険回避に努めるとともに、水道施設及び管路の耐震化等を計画的に進めます。 また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設や資機材の整備、充実を図るとともに、円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管等を適切に行います。	6 上水道施設の整備促進 災害による配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化による危険回避に努めるとともに、老朽化施設については計画的な改修を進めます。また、被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管を図ります。 また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設や資機材の整備、充実を図ります。
24	15	9 地域コミュニティ施設・教育施設の整備促進 避難場所となる小・中学校等の教育施設や、地域の防災の拠点となるコミュニティ施設について、計画的に順次耐震改修等の措置を図ります。	9 地域コミュニティ施設・教育施設の整備促進 避難場所となる小・中学校等の教育施設や、地域の防災の拠点となるコミュニティ施設について、計画的に順次補強等の措置を図ります。
25	4	12 廃棄物処理施設の整備促進 (1) 管理体制 廃棄物処理施設が被災した場合には、施設運営が困難となり、生活環境に影響を及ぼすことになるので、平常時から施設の管理を十分に行います。(省略)	12 廃棄物処理施設の整備促進 (1) 管理体制 廃棄物処理施設が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすことになるので、平常時から施設の管理を十分に行います。(省略)

26	13	(2) 農地保全 ア (省略) イ <u>ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常等の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「第4次三重県地震防災緊急事業5カ年計画」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。</u> (3) 家畜伝染病の防止 <u>中央家畜保健衛生所と連絡を密にし、災害発生時に県が実施する家畜伝染病の調査や家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のための必要な措置（検査、注射、消毒等）に対して協力します。</u>	(2) 農地保全 ア (省略) イ <u>農業用ため池においては、漏水による下流域の災害を未然に防止するため実態を把握し、改修補強工事を推進します。</u> (3) 家畜伝染病の防止 <u>災害発生に伴う家畜伝染病の発生及びまん延を防止するため、平常時から検査、予防注射、消毒等の励行に努めるとともに、緊急予防対策においては中央家畜保健衛生所の協力により必要な措置を講じます。</u>
28	2	○ <u>職場や地域における消火・避難訓練を推進するとともに民間防火防災組織の育成を図ります。</u> ○ <u>防火対象物や危険物施設の火災予防を推進します。</u> ○ (省略)	○ <u>職場や地域における消火・避難訓練を推進するとともに民間防火組織の育成を図ります。</u> ○ <u>予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図ります。</u> ○ (省略)
28	6	1 職場や地域における消火・避難訓練 職場や地域における火災の<u>予防、初期消火及び避難誘導</u>について講習会や訓練を実施します。 2 <u>民間防火防災組織の育成</u>	1 職場や地域における消火・避難訓練 職場や地域における火災の<u>防止、初期消火、避難、誘導</u>について講習会や訓練を実施します。 2 <u>民間防火組織の育成</u>

		(1) 事業所の自衛消防組織、地域の自主防災組織及び<u>婦人防火推進委員</u>等の育成を図ります。 (2) 消防法に規定する防火対象物については、<u>防火管理者、防災管理者等の選任及び消防計画の作成とこれに基づく消火・通報、避難誘導訓練及び救出・救護訓練、消防用設備等の点検整備の実施等、減災体制</u>の徹底を図ります。 3 <u>防火対象物や危険物施設の火災予防の推進</u> 計画的に<u>防火対象物や危険物施設の予防査察</u>を実施し、火災発生の危険要因を是正し、火災の未然防止を<u>図るとともに、火災による被害の軽減</u>を図ります。 <u>(削除)</u> 4 消防力の強化 <u>消火栓の断水時などにも使用でき、かつ地震に強い耐震性防火水槽や、高度な消火・救急・救助資機材などを整備し、複雑多様化する各種災害に対応できるよう消防力の強化に努めます。</u> <u>また、消防力を最大限に発揮できるよう、各種計画などの策定・見直しを行います。</u>	(1) 事業所の自衛消防組織、地域の自主防災組織及び<u>婦人防火クラブ</u>等の育成を図ります。 (2) 消防法に規定する防火対象物については、<u>防火管理者の選任、消防計画の作成とこれに基づく消火、避難訓練、消防用設備等の点検整備の実施等、防火体制</u>の徹底を図ります。 3 <u>予防査察の強化と建築物の不燃化の促進</u> (1) 計画的に<u>予防査察（立入検査）</u>を実施し、火災発生の危険要因を是正し、火災の未然防止を図ります。 <u>(2) 建築物の不燃化を促進します。</u> 4 消防力の強化 <u>消防力の強化に努めるとともに、災害発生時には消防力を最大限に発揮し、被害を最小限にとどめるための総合的な消防計画を策定します。</u>
31	9	(1) 危険物製造所等に対する指導 消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、<u>その確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導</u>を行います。	(1) 危険物製造所等に対する指導 消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について必要な指導を行います。

32	3	<u>3 近県の原子力発電所の安全確保に係る情報収集体制</u> <u>近県の原子力発電所の安全確保に関する情報収集について、市民の不安を解消することを目的として、以下の事項について、三重県との連絡体制を整備します。</u> <u>(1) 災害などにより、原子力施設に非常事態が発生したとき</u> <u>(2) 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき</u> <u>(3) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき</u> <u>(4) その他上記各項に準ずる異常が発生したとき</u>	<u>(記載なし)</u>
33	1	<u>第9節 竜巻災害予防計画</u> <u>○ 発生すれば局地的に甚大な被害をもたらす竜巻に関する知識の普及啓発を行い、被害の軽減を図ります。</u> <u>1 竜巻に関する知識の普及啓発</u> <u>竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生します。特に沿岸部で発生が多く確認されています。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生を予測するのは困難です。</u> <u>そのため、竜巻に関する知識の普及啓発を行い、人的被害の軽減を図ります。</u> <u>(1) 住民への啓発</u> <u>市は、地域での学習会を通して、竜巻災害のメカニズムをなど知識の普及を図ります。</u> <u>(2) 安全な場所への避難啓発</u>	<u>(記載なし)</u>

		<u>竜巻来襲時に鉄筋コンクリート構造など頑丈な建物の中へ避難し、屋内でも窓や壁から離れ、より安全な場所へ避難するよう啓発を行います。</u>	
34	11	(1) 市民に対する防災啓発 <u>災害に対する日頃の備えと災害発生時の的確な行動等について、地域での学習会、広報等を通じて、防災に対する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、地域防災を支える人材の育成に努めます。</u> <u>また、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や被災時の男女のニーズの違いがあること等にも触れ、様々な視点に配慮する必要があることを啓発します。</u>	(1) 市民に対する防災啓発 <u>災害における日頃の備えと災害発生時の的確な行動等、防災に対する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図ります。</u> <u>また、防災知識の普及に当たっては、特に高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に十分配慮し、地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。</u>
35	表	≪ 広報内容 ≫ (知識) ・ 気象情報、避難場所、過去の災害事例等、災害の基礎知識 ・ 地域の災害特性、危険場所 ・ 各機関の実施する防災対策 (災害への備え) ・ 避難場所や避難経路の確認 ・ 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ・ 耐震診断・耐震補強の実施 ・ 防災訓練、地域の自主防災活動への参加 ・ 3日間程度の食料、飲料水、物資の備蓄 ・ 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の準備等 (災害時の行動) ・ 身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法 ・ 避難時の火元確認 ・ 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行 ・ 災害時要援護者への支援 ・ 情報の収集方法等	≪ 広報内容 ≫ (知識) ・ 気象情報、避難場所、過去の災害事例等、災害の基礎知識 ・ 地域の災害特性、危険場所 ・ 各機関の実施する防災対策 (災害への備え) ・ 避難場所や避難経路の確認 ・ 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ・ 耐震診断・耐震補強の実施 ・ 防災訓練、地域の自主防災活動への参加 ・ 3日間程度の食料、飲料水、物資の備蓄 ・ 非常持ち出し品（懐中電灯、ラジオ等）の準備等 (災害時の行動) ・ 身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法 ・ 災害時要援護者への支援 ・ 情報の収集方法等

37	14	エ 地域が主体 自主防災組織を中心とする市民は、<u>市の防災訓練等を参考に</u> <u>して地域性を考慮した訓練を実施します。</u>	エ 地域が主体 自主防災組織を中心とする市民は、<u>市が主体となって実施する各種の防災訓練に準じて地域性を考慮した訓練を実施します。</u>
38	4	1 自主的な防災活動の<u>推進</u> 大規模災害が発生した際に、地域の被害を軽減するためには、 (中略) 地域住民が互いに協力し防災活動に取り組むことが重要です。 このことから、市は、「自助・共助・公助」の基本理念に基づき、地域において自主的な防災活動を行う自主防災組織の結成を促進するとともに、その育成を推進します。 2 自主防災組織の育成 地域ごとの自主防災組織の結成促進及び育成のため、次の支援を行います。 (1)～(4) (省略) (5) 自主防災組織の<u>避難計画</u>等の策定支援 (6)～(7) (省略)	1 自主的な防災活動 大規模災害が発生した際に、地域の被害を軽減するためには、 (中略) 地域住民が互いに協力し防災活動に取り組むことが重要です。 このことから、市は、「自助・共助・公助」の基本理念に基づき、地域において自主的な防災活動を行う自主防災組織の結成を促進するとともに、その育成を推進します。 2 自主防災組織の育成 地域ごとの自主防災組織の結成促進及び育成のため、次の支援を行います。 (1)～(4) (省略) (5) 自主防災組織の<u>防災計画</u>等の策定支援 (6)～(7) (省略)
41	12	4 住民に対する消防団活動の周知 広報紙、<u>各種イベント</u>等を活用し、消防団活動の周知を図ります。	4 住民に対する消防団活動の周知 広報紙等を活用し、消防団活動の周知を図ります。
44	6	4 ボランティアの活動基盤の支援 (1) (省略) (2) <u>ボランティア活動の実施にあたっては、ボランティア活動保</u>	4 ボランティアの活動基盤の支援 (1) (省略) (2) ボランティア活動保険への加入など、ボランティアの事故に

		<u>険への加入を促進します。</u>	対する補償について検討します。
46	2	イ 家屋の安全対策 台風等による家屋の損壊や落下物による事故を防止し、被害を最小限にするための建物の<u>安全確保を促進します。</u> ウ (省略) エ 平常時及び災害発生時の<u>情報伝達体制の確立</u> (ア) <u>自主防災組織、消防団、隣近所から情報提供を行います。</u> <u>また平常時からその連絡体制を確立しておくものとします。</u> (イ) <u>市は、同報系防災行政無線、メール配信、ファクス、ケーブルテレビ、広報車など複数の情報伝達方法を用いた情報提供に努めます。</u> オ 避難所における支援 (ア) <u>市は、災害時要援護者等の避難状況の確認や相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供、避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、災害時要援護者に配慮した避難所運営が行われるよう避難所運営委員会設立に向けた取組みを支援します。</u> (イ) (省略)	イ 家屋の安全対策 台風等による家屋の損壊や落下物による事故を防止し、被害を最小限にするための建物の<u>安全確保、防災機器の普及を促進します。</u> ウ (省略) エ 平常時及び災害発生時の<u>情報提供</u> (ア) <u>障がいのある方に防災知識を普及する方法について検討します。</u> (イ) <u>緊急通報装置の設置など、緊急通報システムの整備に努めます。</u> オ 避難所における支援 (ア) 災害時要援護者等の避難状況の確認や相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供、避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、災害時要援護者に配慮した<u>避難所運営計画を策定します。</u> (イ) (省略)
47	13	4 災害時要援護者避難支援に係る関係機関の連携の構築 避難所等における災害時要援護者の支援の充実に向けて、関係機関、ボランティアセンター等と情報共有や支援活動の連携を図ります。	4 災害時要援護者避難支援に係る関係機関の連携の構築 避難所等における災害時要援護者の支援の充実に向けて、<u>災害時要援護者避難支援連絡会議等を設置し、</u>関係機関、ボランティアセンター等と情報共有や支援活動の連携を図ります。

		5 情報伝達を要する施設 水防法第 15 条第 1 項第 3 号の規定に基づく浸水想定区域内にある高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する災害時要援護者が利用する施設は、資料編のとおりです。 (省略)	5 情報伝達を要する施設 水防法第 15 条第 1 項第 3 項の規定に基づく浸水想定区域内にある高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する災害時要援護者が利用する施設は、資料編のとおりです。 (省略)
52	5	1 危険性の事前周知 (1) 防災施設管理者は、<u>はん濫危険水位(危険水位)や避難判断水位(特別警戒水位)などの河川の水位に関する情報を</u>防災関係機関に提供します。 (2) (省略) 2 緊急時の情報提供 (1) 防災施設管理者は、<u>災害が発生し又は災害が発生するおそれがある時は、必要な水位情報等を</u>防災関係機関に通知します。 (2) (省略)	1 危険性の事前周知 (1) 防災施設管理者は、<u>防災施設の限界点(はん濫危険水位(危険水位))と避難開始点(避難判断水位(特別警戒水位))などの危険性に関する情報を</u>防災関係機関に提供します。 (2) (省略) 2 緊急時の情報提供 (1) 防災施設管理者は、<u>災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測される時は</u>防災関係機関に通知します。 (2) (省略)
53	9	1 危険性の情報提供 (1) 情報提供の手段 ア 危険性のある区域を示す標識 イ 避難開始時期を印した水位表示板などの標識 ウ 過去の災害を伝える浸水位表示柱など エ ハザードマップ(危険度地図)などの啓発資料 オ <u>市ホームページ</u>	1 危険性の情報提供 (1) 情報提供の手段 ア 危険性のある区域を示す標識 イ 避難開始時期を印した水位表示板などの標識 ウ 過去の災害を伝える浸水位表示柱など エ ハザードマップ(危険度地図)などの啓発資料

		(2) (省略) 2 避難場所の情報提供 (1) 情報提供の手段 ア 市の広報紙による周知 イ 避難場所を示す標識 ウ 避難誘導標識 エ <u>市ホームページ</u> (2) 情報提供の内容 ア <u>避難所</u>の所在地・名称 イ <u>一時避難場所の所在地・名称</u> 3 避難の開始が判断できる情報提供 (1) 情報提供の手段 ア 同報系防災行政無線を始め、その他情報配信システム等の避難開始を知らせる設備 イ 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板などの標識 ウ 河川の水位情報等を知らせる CATV による L 字テロップ エ <u>市ホームページ</u> (2) (省略)	(2) (省略) 2 避難場所の情報提供 (1) 情報提供の手段 ア 市の広報紙による周知 イ 避難場所を示す標識 ウ 避難誘導標識 (2) 情報提供の内容 ア <u>避難場所</u>の所在地・名称 イ <u>避難経路</u> 3 避難の開始が判断できる情報提供 (1) 情報提供の手段 ア 同報系防災行政無線を始め、その他情報配信システム等の避難開始を知らせる設備 イ 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板などの標識 ウ 河川の水位情報等を知らせる CATV による L 字テロップ (2) (省略)
55	6	1 避難方法についての話し合い 住民は、自主防災組織の活動を通じ、次の取り組みを進めます。 (1) (省略) (2) 地域の危険箇所の<u>確認</u> (3)～(5) (省略)	1 避難方法についての話し合い 住民は、自主防災組織の活動を通じ、次の取り組みを進めます。 (1) (省略) (2) 地域の危険箇所の<u>調査</u> (3)～(5) (省略)

		2 避難開始の基準づくり (省略) (1) 住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の基準づくりを進めます。 ア (省略) イ 避難開始の基準は、地域で共有します。 ウ (省略)	2 避難開始の基準づくり (省略) (1) 住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の基準づくりを進めます。 ア (省略) イ 避難開始の基準は、地域に周知します。 ウ (省略)
57	17	2 避難計画の作成 (1) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制 市は、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努めます。 (2) (省略) (3) (省略) (4) 自主防災組織、自治会による避難誘導の計画 市は、<u>地域住民による避難計画の作成を推進し、市民が迅速かつ安全に避難する体制づくりを進めます。避難計画には災害時要援護者と一緒に避難する体制整備を含めます。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	2 避難計画の作成 (1) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制 市は、<u>防災協力員制度を設けるなどにより被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努めます。</u> (2) (省略) (3) (省略) (4) 自主防災組織、自治会による避難誘導の計画 市は、<u>自主防災組織、自治会と連携して住民の避難誘導計画を作成するよう努めます。計画には災害時要援護者と一緒に避難する体制整備を含みます。</u> <u>(5) 浸水想定区域における避難計画</u> 市は、<u>浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達、避難場所等の計画を作成します。</u> <u>(6) 市は、(2)～(5)を避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知します。</u>
		3 警察署との連携	3 警察署との連携

		市は、避難計画<u>の実効性を確保するため、警察署と必要な連携を行います。</u> 4 避難訓練の実施 市は、<u>自主防災組織や自治会等が行う災害の種別や地域性に応じた避難訓練に対して支援します。</u> 5 避難についての広報 <u>自主防災組織、自治会等は作成した避難計画を地域住民に周知します。また市は地域の取組に支援を行います。</u>	市は、避難計画<u>をまとめる上で、警察署と必要な連携を行います。</u> 4 避難訓練の実施 市は、<u>自主防災組織、自治会等と連携し、避難訓練を実施します。</u> 5 避難についての広報 <u>市は、広報紙などにより、避難計画を周知します。</u>
60	23	ア 避難所の管理運営に関すること。 (ア)～(エ) (省略) (オ) <u>災害時要援護者、男女の違いなど多様なニーズに配慮した運営体制</u>	ア 避難所の管理運営に関すること。 (ア)～(エ) (省略) (オ) <u>男女のニーズの違いや災害時要援護者のニーズに配慮した運営体制</u>
62	7	1 自主防災拠点の整備 市は、地域のコミュニティを単位とした集会所等を自主防災活動の拠点として位置づけし、地域における日常的な自主防災活動や災害時の応急活動、避難等の拠点として、<u>救出・救護、情報連絡、給食・給水等の防災資機材の整備を促進します。</u> 2 地区防災拠点の整備 市は、市民センター、学校等を地区防災拠点として位置づけ、<u>物資の備蓄、放送設備等の防災設備の整備を進めます。</u>	1 自主防災拠点の整備 市は、地域のコミュニティを単位とした集会所等を自主防災活動の拠点として位置づけし、地域における日常的な自主防災活動や災害時の応急活動、避難等の拠点として、<u>物資の備蓄、通信機材・放送設備・給水用機材等の資機材の整備を進めます。</u> 2 地区防災拠点の整備 市は、市民センター、学校等を地区防災拠点として位置づけ、<u>自主防災拠点と同様に防災設備の整備を進めます。</u>
63	17	(3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準 ア 設置	(3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準 ア 設置

		(ア) 津市に暴風警報・大雨警報・洪水警報・高潮警報のいずれかの警報が発表されたとき。 (イ) <u>異常な自然現象又は人為的な原因による災害が発生するおそれ又は発生したとき。</u> (ウ) その他市長が必要と認めたとき。	(ア) 津市に暴風警報・大雨警報・洪水警報・高潮警報のいずれかの警報が発表されたとき。 (イ) <u>災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。</u> (ウ) その他市長が必要と認めたとき。
67	4	1 <u>気象に関する予報及び警報等の情報収集体制の整備</u> 津地方気象台が発表する気象に関する予報、<u>警報等</u>とともに、国、県、その他民間機関が設置する観測機器からの情報収集の充実・強化を図ります。	1 予報及び警報等の情報収集体制の整備 津地方気象台が発表する気象に関する予報<u>及び警報等</u>とともに、国、県、その他民間機関が設置する観測機器からの情報収集の充実・強化を図ります。
69	1	第3節 <u>職員の災害対応力向上</u> ○ 災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施するとともに、<u>専門的な見地を踏まえた防災対策を推進します。</u>	第3節 <u>防災担当者の育成</u> ○ 災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施<u>します。</u>
69	17	2 職員を対象にした防災訓練の実施 (1) 訓練の内容 職員が災害発生時や救助時に速やかな行動が取れるように、<u>シミュレーションや初期消火、救助・救急</u>など即応性のある訓練を実施します。 ア 図上訓練 イ <u>初期消火、救助・救急等</u>必要な実技訓練 ウ その他必要な訓練 3 <u>被災地への職員派遣</u>	2 職員を対象にした防災訓練の実施 (1) 訓練の内容 職員が災害発生時や救助時に速やかな行動が取れるように、<u>イメージトレーニングや救急技術</u>など即応性のある訓練を実施します。 ア 図上訓練 イ <u>救急救命等</u>必要な実技訓練 ウ その他必要な訓練 (記載なし)

		<u>大規模災害の被災地に対しては、災害の応急期や復旧・復興期に職員を派遣するなどして、被災地で実際に業務に従事した経験を今後の本市の防災対策に活かせるよう努めます。</u> 4 津市防災アドバイザー制度の活用 <u>学識経験を有する者を津市防災アドバイザーに委嘱し、災害への事前対策や災害発生時の対応等について、専門的な見地からの助言を受け、災害対応力の向上を図ります。</u>	(記載なし)
71	6	1 応援協定の締結 市は、他市町や防災関係機関等との間で次の内容について相互応援協定の締結を推進します。 <u>また、各協定に基づく対応について、その成果と課題等の把握に努め、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図ります。</u>	1 応援協定の締結 市は、他市町や防災関係機関等との間で次の内容について相互応援協定の締結を推進します。
72	7	1 消防施設等の充実 <u>「消防力の整備指針」(平成 12 年 1 月 20 日消防庁告示第 1 号)や地域の実情などを考慮し、人員、車両、資機材などを充実させるとともに、老朽化した消防庁舎を整備することにより、災害時の活動拠点施設としての機能向上を図ります。</u> 2 消防水利の確保 (1) (省略) (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、<u>耐震性防火水槽</u>の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多	1 消防施設等の充実 <u>「消防力の整備指針」(平成 17 年消防庁告示第 9 号)に基づき、消防署を配置し、人員、施設、装備の充実に努めます。また、消防庁舎の耐震化を図ります。</u> 2 消防水利の確保 (1) (省略) (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、<u>耐震性貯水槽などの防火水槽</u>の整備など、地域の実情に応じて

		様化を図ります。	消防水利の多様化を図ります。
73	6	(1) 地域の初期消火体制の向上 火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる可能性もあります。そのため<u>地域においては、自主防災組織を中心として、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、取扱訓練を実施します。(省略)</u>	(1) 地域の初期消火体制の向上 火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる可能性もあります。そのため自主防災組織を中心として、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、取扱訓練を実施します。(省略)
74	13	2 初期医療体制の整備 (1) 医療救護班の整備 (省略) (2) <u>救護所の設置</u> 救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地と定め、災害の状況に応じて、適切な場所に設置できる体制の整備に努めます。また、必要に応じ、<u>津市応急診療所</u>についても、活用を図ります。	2 初期医療体制の整備 (1) 医療救護班の整備 (省略) (2) 救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地と定め、災害の状況に応じて、適切な場所に設置できる体制の整備に努めます。また、必要に応じ、<u>津市休日応急・夜間こども応急クリニック及び津市久居休日応急診療所</u>についても、活用を図ります。
76	21	2 輸送手段の確保 災害時に緊急輸送車両、船舶等を迅速に確保できるよう、市保有車両を把握するとともに輸送関係機関等との協定の締結等により、協力体制の整備を図ります。 ヘリコプターについても、関係機関と予め運用上の取り決めに定めるよう努めます。 <u>また、市は、三重県等と連携し、グラウンドや公園等を臨時ヘリポート候補地として確保しておくとともに、関係機関や地元住民等に対し、周知を図ります。</u>	2 輸送手段の確保 災害時に緊急輸送車両、船舶等を迅速に確保できるよう、市保有車両を把握するとともに輸送関係機関等との協定の締結等により、協力体制の整備を図ります。 ヘリコプターについても、関係機関と予め運用上の取り決めに定めるよう努めます。

78	15	2 給水体制の整備 (1)～(4) (省略) (5) <u>災害時協力井戸の確保</u> <u>災害時協力井戸を登録し、災害時における生活用水の確保に努めます。</u> 3 <u>食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備</u> (1) <u>食料、生活必需品等の備蓄計画の策定</u> <u>食料、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、その他必要事項等を定めた備蓄計画を策定します。</u> <u>備蓄品目については、女性、乳幼児、障がい者、災害時要援護者など様々なニーズを取り入れた品目を加え、備蓄数量については、既存の備蓄計画の充実強化、津波避難対策、孤立対策を考慮した数量を計画します。</u> (2) <u>食料、生活必需品等の備蓄</u> <u>食料、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための食料、生活必需品等の備蓄を行います。</u> (3) <u>食料、生活必需品等の調達体制の整備</u> <u>災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。</u> <u>災害時に必要となる食料・飲料水・衣料等に加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、生理用品・下着等を調達できるよう、市内の販売業者と予め協定を結んでおくこととします。</u> また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に<u>食料、飲料水、生活必需品等</u>の受け入れ及び応援	2 給水体制の整備 (1)～(4) (省略) 3 <u>食料の備蓄及び調達体制の整備</u> (1) <u>食料の備蓄及び調達計画の策定</u> <u>食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、給与方法及びその他必要事項等、食料の備蓄及び調達計画を策定します。</u> (2) <u>応急食料の備蓄</u> <u>食料の備蓄及び調達計画に基づき、被災者のための応急食料の備蓄を行います。</u> (3) <u>食料の調達体制の整備</u> <u>食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。</u> また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に<u>食料・飲料水</u>の受け入れ及び応援を行うものとします。
----	----	--	--

		を行うものとします。 <u>(削除)</u>	4 生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備 (1)～(3) (省略)
80	19	(2) ごみの迅速な<u>収集</u>と処理の計画 ア (省略) イ 建物の解体及び撤去等による災害廃棄物の処理については、<u>原則として所有者自らが行うこととします。</u> ウ 災害廃棄物については、平常時から公共施設等の仮置き場の選定を行い、仮置き場を拠点にした収集・処理体制を<u>整えます。</u> エ <u>民間の廃棄物処理施設の活用も含め、処分先を確保します。</u>	(2) ごみの迅速な<u>回収</u>と処理の計画 ア (省略) イ 建物の解体及び撤去等による災害廃棄物の処理については、所有者自らが行うこととします。 ウ 災害廃棄物については、平常時から公共施設等の仮置き場の選定を行い、仮置き場を拠点にした収集・処理体制を<u>整え、処理に当たります。</u> エ <u>棄却地を確保します。</u>
81	14	(3) 仮設トイレ等の配置計画 ア～イ (省略) ウ <u>津市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールトイレの設置を進めます。</u> エ <u>避難所に仮設トイレ等が配置された場合は、学校のプールの水等を水洗用に確保することとします。</u> オ (省略) (4) 協力体制の確保 県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者等に対して、災害時に人員、資機材等の	(3) 仮設トイレ等の配置計画 ア～イ (省略) ウ <u>今後、水洗化が促進され、し尿汲取車の確保が難しくなるため、仮設トイレの二次的な配置にあたっては、下水道直結型の仮設トイレ等の設置を検討します。</u> エ <u>避難所に指定されている学校のプールの水を水洗用に確保することとします。</u> オ (省略) (4) 協力体制の確保 <u>ア 迅速にし尿処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立します。</u>

		確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。	<u>イ</u> 県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。
83	16	カ 災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に本部に参集します。 <u>また居住地域の被害が甚大で、地域の救護活動に従事する必要がある場合は必要な措置を講じた後に本部に参集します。</u>	カ 災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に本部に参集します。
83	29	2 <u>非常招集時の職員の留意事項</u> 夜間、休日等に非常招集を受けた職員が迅速に勤務職場（あらかじめ参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事できるよう、次の事項について<u>留意</u>します。 (1) 出勤時の持ち物・服装等 (省略) (2) <u>参集手段</u> <u>災害時は、原則として徒歩、自転車等で参集することとし、気象状況や交通機関の運行状況・道路状況等を考慮して参集手段を判断する。</u> (3) <u>出勤途上の緊急措置</u> (省略) (4) <u>出勤途上の情報収集と報告</u> (省略) (5) <u>第一・第二配備体制以外の職員の行動</u> (省略)	2 <u>非常招集時を想定した職員への啓発</u> 夜間、休日等に非常招集を受けた職員が迅速に勤務職場（あらかじめ参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事できるよう、次の事項について<u>啓発</u>します。 (1) 出勤時の持ち物・服装等 (省略) (記載なし) (2) <u>出勤途上の緊急措置</u> (省略) (3) <u>出勤途上の情報収集と報告</u> (省略) (4) <u>第一・第二配備体制以外の職員の行動</u> (省略)

85	1	第2節 <u>気象に関する予報及び警報等の収集・伝達活動</u>	第2節 予報及び警報等の収集・伝達活動
85	4	1 <u>気象に関する予報及び警報等の収集・伝達の多様化</u> (1) <u>気象に関する予報及び警報等の収集・伝達系統</u> <u>気象に関する予報及び警報、各種情報の受領及び伝達系統は資料編のとおりとし、迅速かつ正確に行います。</u> (2) <u>気象に関する予報及び警報等の市民への広報</u> <u>市は、被害を及ぼす可能性のある情報を把握したときは、情報配信システム等を通して、市民に対して速やかに伝達します。</u> (3) 収集する情報の種類とその内容 収集する<u>気象に関する予報及び警報、各種情報は資料編のとおりです。</u>	1 予報及び警報等の収集・伝達の多様化 (1) 予報及び警報等の収集・伝達系統 予報及び警報、各種情報の受領及び伝達系統は資料編のとおりとし、迅速かつ正確に行います。 (2) 予報及び警報等の市民への広報 市は、被害を及ぼす可能性のある降雨や洪水等の情報を把握したときは、同報系防災行政無線、その他情報配信システム及び広報車等を通して、また報道機関等とも協力して市民に対して速やかに伝達します。 また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知します。その際、災害時要援護者については特に配慮します。 (3) 収集する情報の種類とその内容 収集する予報及び警報、各種情報は資料編のとおりです。
86	14	(2) 情報の連絡手段 <u>市及び防災関係機関等は、三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、インターネット、電話、ファクス、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の中から状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡します。</u> (3) 情報の共有化 防災関係機関は、<u>各種連絡手段を活用して情報の共有化を図ります。</u>	(2) 情報の連絡手段 <u>防災関係機関は、三重県防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡します。</u> (3) 情報の共有化 防災関係機関は、<u>G I Sやインターネットなどを利用して情報の共有化を図ります。</u>

88	12	(1) 災害の報告 災害に伴う被害状況は、災害対策基本法、<u>災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防防第 267 号）に基づき県に報告します。</u> ただし、県に報告できないとき<u>又は直接報告する必要がある場合は消防庁に連絡します。</u> ※ <u>三重県（防災対策部）</u> <u>FAX 059-224-2199</u> <u>地域衛星 FAX 0-P-7-P-101-8-2199</u> <u>TEL 059-224-2108</u> <u>地域衛星電話 TEL 7-101-8-2108</u> ※ 消防庁 ○平日・昼間（応急対策室） <u>FAX 03-5253-7537</u> <u>地域衛星 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49033</u> <u>TEL 03-5253-7527</u> <u>地域衛星電話 TEL 7-048-500-90-49013</u> ○休日・夜間（応急対策室） <u>FAX 03-5253-7553</u> <u>地域衛星電話 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49036</u> <u>TEL 03-5253-7777</u> <u>地域衛星電話 TEL 7-048-500-90-49101</u> ○<u>消防庁災害対策本部（情報集約班）</u> <u>FAX 03-5253-7553</u>	(1) 災害の報告 災害に伴う被害状況は、災害対策基本法<u>及び</u>災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）、<u>火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防防第 267 号）に基づき、県に報告します。</u> ただし、県に報告できないときは消防庁に連絡します。 ※ 消防庁 ○ 平日・昼間（応急対策室） <u>TEL 03-5253-7527 衛星通信ネットワーク</u> <u>TEL 87-048-500-90-49013</u> ○ 休日・夜間（宿直室） <u>TEL 03-5253-7777 衛星通信ネットワーク</u> <u>TEL 87-048-500-90-49102</u>
----	----	---	---

		<u>地域衛星電話 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49036</u> <u>TEL 03-5253-7510</u> <u>地域衛星電話 TEL 7-048-500-90-49175</u>	
90	17	4 異常現象発見時の通報と住民への周知徹底 災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官、海上保安官に通報します。 通報を受けた警察官又は海上保安官及び施設管理者は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ、津地方気象台、県及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図ります。	4 異常現象発見時の通報と住民への周知徹底 災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官、海上保安官に通報します。 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ、津地方気象台、県及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図ります。
91	12	2 非常時の通信手段の確保 (1) 有線電話の優先利用 西日本電信電話株式会社に<u>あらかじめ登録した「災害時優先電話」</u>を活用し、通信手段を確保します。 (2) 有線通信途絶の場合 ア <u>三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、消防救急無線、水道事業無線</u>を活用します。 イ 携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線を活用します。 ウ 他の防災関係機関の有する無線通信施設を<u>活用します。</u> エ <u>その他、非常通信協議会による無線通信設備の貸与制度や職員派遣による情報連絡等あらゆる手段を尽くして通信手</u>	2 非常時の通信手段の確保 (1) 有線電話の優先利用 西日本電信電話株式会社に<u>あらかじめ「災害時優先電話」を登録し、通信手段を確保します。</u> (2) 有線通信途絶の場合 ア <u>移動系防災行政無線、消防無線、水道事業無線</u>を活用します。 イ 携帯電話、<u>自動車電話</u>、衛星携帯電話等の移動通信回線を活用します。 ウ 他の防災関係機関の有する無線通信施設を<u>利用することができます。</u> エ <u>無線通信途絶の場合、職員派遣による情報連絡等あらゆる手段をつくして情報連絡できるように努めます。</u>

		段の確保に努めます。	
94	3	(2) 広報手段 ア 報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供 イ 同報系防災行政無線（戸別受信機含む） ウ ケーブルテレビ（行政チャンネル） エ ホームページ掲載 オ 携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メール（多言語版含む）、エリアメール等） カ ファクス配信 キ 電話応答システム ク 広報紙等の配布 ケ 広報車の巡回 コ その他 (3) 広報の伝達系統 広報の伝達系統は、下図のとおりです。 〔市の同報系防災行政無線・広報紙・広報車等を使用した広報伝達系統図〕	(2) 広報手段 ア 報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供 イ 同報系防災行政無線 ウ ケーブルテレビ（行政チャンネル） エ インターネットホームページ掲載 オ 携帯電話へのメール配信 カ 広報紙等の配布 キ 広報車の巡回 ク その他 (3) 広報の伝達系統 広報の伝達系統は、下図のとおりです。 〔市の同報系防災行政無線・広報紙・広報車等を使用した広報伝達系統図〕

94

18

4 情報提供体制の強化

(1) 情報発信の代行

サーバの破損、通信回路の断絶等により、自力でホームページ等での情報発信が行えなくなった場合に、災害時の情報発信に関する相互応援協定の締結先である上富良野町に、津市の被害情報、避難所開設情報、ライフライン情報等を、ブログサイトを活用して代行して情報発信をすることを要請します。また、上富良野町が大規模災害等の発生により被災した場合は、津市が代行して情報発信を行います。

(2) ホームページのアクセスの負荷の分散

災害発生時等において、津市ホームページへのアクセスが集中してつながりにくくなった際に、災害に係る情報発信等に関する協定に基づきヤフー株式会社が同社のウェブサーバ上に津市のホームページと同じ内容の複製（キャッシュサイト）を設置し、ヤフーポータルサイト上でキャッシュサイトへの誘導を行います。これにより、津市ホームページへのアクセス負荷を分散し、津市ホームページへの接続障害やシステムダウンを防ぎます。

(記載なし)

95

表

種別 ^㉔	配 備 内 容 ^㉔	配 備 基 準 ^㉔
第一配備 ^㉔	消防団員は、緊急連絡がとれる体制を確保します。 ^㉔	1 大雨・洪水・高潮注意報が発表され、危険が予想されるとき。 ^㉔ 2 豪雨や長雨などにより浸水や山・崖崩れ等のおそれがあり、水防の必要が予想されるとき。 ^㉔
第二配備 ^㉔	消防団員は、自宅又は連絡のとれる場所で待機し、出動体制を確保します。 ^㉔ なお、水防等警戒が必要な場合は危険箇所を巡視し、水防の事態が生じた場合は、速やかに活動できる体制とします。 ^㉔	1 暴風、大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 ^㉔ 2 河川が増水し、警戒又は水防作業の必要があるとき。 ^㉔ 3 豪雨や長雨等により浸水や山・崖崩れ等の危険があるとき。 ^㉔ 4 気象状況により高潮の危険が予想されるとき。 ^㉔
第三配備 ^㉔	消防団員全員をもって当たり、水防活動を行う体制とします。 ^㉔	1 風水害が発生し又は発生するおそれがあるとき。 ^㉔ 2 その他、必要により水防管理者が配備を指令したとき。 ^㉔

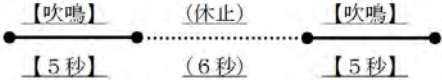
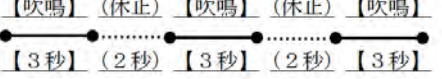
種別 ^㉔	配 備 内 容 ^㉔	配 備 基 準 ^㉔
第一配備 ^㉔	消防団員は、緊急連絡がとれる体制を確保します。 ^㉔	1 大雨・洪水・高潮注意報が発表され、危険が予想されるとき。 ^㉔ 2 豪雨や長雨などにより浸水や山・崖崩れ等のおそれがあり、水防の必要が予想されるとき。 ^㉔
第二配備 ^㉔	消防団員は、自宅又は連絡のとれる場所で待機し、出動体制を確保します。 ^㉔ なお、水防等警戒が必要な場合は危険箇所を巡視し、水防の事態が生じた場合は、そのまま活動できる体制とします。 ^㉔	1 大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 ^㉔ 2 河川が増水し、警戒又は水防作業の必要があるとき。 ^㉔ 3 豪雨や長雨等により浸水や山・崖崩れ等の危険があるとき。 ^㉔ 4 気象状況により高潮の危険が予想されるとき。 ^㉔
第三配備 ^㉔	消防団員全員をもって当たり、水防活動を行う体制とします。 ^㉔	1 風水害が発生し又は発生するおそれがあるとき。 ^㉔ 2 その他、必要により水防管理者が配備を指令したとき。 ^㉔

96	22	b 水防管理者は、水防警報が発表されたとき及び国・県から次の水位の連絡を受けたときは、各関係機関に対し通知します。	b 水防管理者は、水防警報が発表されたとき及び国・県から次の水位の連絡を受けたときは、各関係機関 <u>及び住民</u> に対し通知します。
96	37	イ 堤防の巡視及び警戒 (ア) 巡 視 a 水防管理者 <u>(市長)又は消防機関の長</u> は、水防法第9条の規定に基づき、 <u>随時、区域内の河川海岸堤防を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告し、必要な措置を求めます。</u> b 堤防の巡視については、次の事項について留意し、洪水及び高潮に備えます。	イ 堤防の巡視及び警戒 (ア) 巡 視 a 水防管理者は、水防法第9条の規定に基づき、 <u>常に区域内の河川、海岸堤防の巡視を行わせ、水防上危険と認められる箇所を発見したときは直ちに報告させます。</u> b 水防管理者は、前号の報告を受けたときは直ちに、 <u>市管理以外の河川等については、当該河川、海岸堤防等の管理者に報告し、必要な措置を求めます。</u> c 堤防の巡視については、次の事項について留意し、洪水及び高潮に備えます。
97	22	エ 居住者等の水防活動 水防管理者 <u>又は消防機関の長</u> は、水防法第24条の規定により、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者等に <u>協力</u> を求め、 <u>水防活動</u> に従事させます。	エ 居住者等の水防活動 水防管理者、 <u>消防長及び消防団長</u> は、水防法第24条の規定により、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者等に <u>出動</u> を求め、 <u>水防</u> に従事させます。
99	12	(イ) <u>サイレン等による水防信号は、水防信号並びに標識に関する規則別表1に定める次の方法に従い発します。</u>	(イ) <u>水防信号は、次に定める方法に従い発します。</u>
99	15	b <u>必要に応じて、サイレン信号等により伝達します。</u>	b <u>必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用します。</u>
100	5	シ 水防訓練 水防訓練は、水防法 <u>第32条の3</u> に基づき、次の項目について	シ 水防訓練 水防訓練は、水防法 <u>第35条</u> に基づき、次の項目について

		て消防機関、自主防災組織等が毎年、各種水防工法及び避難等の訓練を実施します。	毎年十分訓練を実施し、特に一般住民を参加させ、水防に対する意識の高揚、避難・立ち退き等の訓練に努めます。
103	1	1 住民の避難 (1) 住民の自主的な避難 (省略) (2) 避難勧告等による避難 避難勧告及び避難指示が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。 (3) 避難時の行動 避難に際しては、次の事項等に留意します。 ア 火元の確認 イ 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行 ウ 二次被害の回避 エ 災害時要援護者の支援	1 住民の自主的な避難 (見出しなし) (省略) (記載なし)
105	7	9 避難指示等の伝達方法 (1) 同報系防災行政無線による放送を始め、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、CATVのテロップ放送、広報車などにより周知徹底します。 (2) (省略)	9 避難指示等の伝達方法 (1) 同報系防災行政無線を始め、その他情報配信システム、CATV、広報車などにより周知徹底します。 (2) (省略)

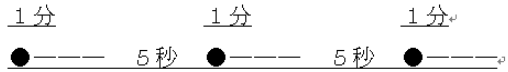
- (3) (省略)
- (4) (省略)
- (5) 同報系防災行政無線により伝達する場合には、チャイム又はサイレン音の後、避難勧告等に関する情報を音声で伝達することとし、そのパターンは以下のとおりとします。なお、音声伝達文例は、別途定めます。

<避難勧告等のチャイム及びサイレンパターン>

内容	サイレン等パターン
避難準備情報 (チャイム音+音声放送)	「上り4音チャイム」×2回 (音声放送後は「下り4音チャイム」×1回)
避難勧告 (サイレン音+音声放送)	 【5秒】 (6秒) 【5秒】
避難指示 (サイレン音+音声放送)	 【3秒】 (2秒) 【3秒】 (2秒) 【3秒】

- (3) (省略)
- (4) (省略)
- (5) 信号による伝達

警鐘信号又はサイレン信号により伝達し、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用します。

警 鐘	乱 打
余いん防止付 サイレン信号	

106	1	(6) <u>広報の伝達系統は、下図のとおりです。</u>	(6) <u>避難の伝達文例は、別途定めます。</u>
109	2	○ <u>風水害時等における消防、救急、救助活動態勢を強化し、市民の生命・身体・財産を保護します。</u>	○ <u>火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務等を確実に遂行し、市民の生命・身体・財産を保護します。</u>
109	5	1 消防救急活動の実施 (1) 消防活動 ア <u>風水害等により被害が発生し、又は発生が予想される場合は、消防職員を招集し、消防本部の指揮統制機能を強化するとともに、消防部隊を増強して消防活動及び警戒態勢を強化します。</u>	1 消防救急活動の実施 (1) 消防活動 ア <u>消防活動の主体として、火災が発生しやすい季節や市内で火災等の災害が発生した時は、出火防止や初期消火活動の啓発活動を重点的に行うとともに、市民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行います。</u>
110	26	2 救助活動の実施 市は、警察署及び自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。 (1) 救助対象 り災者の救出は、次の状態にある者に対して行います。 ア <u>火災時に逃げ遅れた場合</u>	2 救助活動の実施 <u>災害対策本部は、警察署及び自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。</u> (1) 救助対象 り災者の救出は、次の状態にある者に対して行います。 ア <u>火災時に火中に取り残された場合</u>

		イ～カ （省略） (2) 救助の手順 ア <u>市</u>は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力をあげて救助活動を実施します。 なお、救助困難と認められたときは警察署、<u>自主防災組織等の協力を得て実施</u>します。 イ 救助された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した<u>医療機関等</u>に搬送します。	イ～カ （省略） (2) 救助の手順 ア <u>災害対策本部</u>は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力をあげて救助活動を実施します。 なお、救助困難と認められたときは警察署、<u>自主防災組織、市民等の応援を得て実施</u>します。 イ 救助された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した<u>医療機関、その他</u>に搬送します。
111	5	(4) 行方不明者の搜索 行方不明者の搜索にあたっては、救助活動に引き続き、<u>市</u>は、警察署、<u>自主防災組織等の協力を得て実施</u>します。	(4) 行方不明者の搜索 行方不明者の搜索にあたっては、救助活動に引き続き、<u>災害対策本部</u>は、警察署、<u>地域住民と協力して実施</u>します。
111	12	(6) 関係機関との連絡調整 関係機関へ応援要請したときは、円滑な救助活動を実施するため、<u>市</u>は応援要請した関係機関の活動内容等について連絡調整を行います。	(6) 関係機関との連絡調整 関係機関へ応援要請したときは、円滑な救助活動を実施するため、<u>災害対策本部</u>は応援要請した関係機関の活動内容等について連絡調整を行います。
113 ～ 116	11	1 災害輸送体制の確立 (1) 実施機関 (省略) (2) <u>輸送対象</u> <u>災害時における輸送の対象については、局地的な豪雨や大規模な土砂災害等による被害の状況等に応じ、段階的に対処します。</u>	1 災害輸送体制の確立 (1) 実施機関 (省略) (記載なし)

	<u>ア 第1ステージ</u> <u>(ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資</u> <u>(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資</u> <u>(ウ) 災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道等初動の応急対策に必要な員、物資</u> <u>(エ) 広域医療機関へ搬送する負傷者等</u> <u>(オ) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な員、物資</u> <u>イ 第2ステージ</u> <u>(ア) 上記アの続行</u> <u>(イ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資</u> <u>(ウ) 被災地外に搬送する傷病者及び被災者</u> <u>(エ) 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員、物資</u> <u>ウ 第3段階ステージ</u> <u>(ア) イの続行</u> <u>(イ) 災害復旧に必要な人員、物資</u> <u>(ウ) 生活必需品</u> <u>(3) 災害輸送の方法</u> <u>次の方法のうち、最も適切な方法により実施します。</u> <u>ア 自動車等による輸送</u> <u>イ 鉄道による輸送</u> <u>ウ 船舶による輸送</u>	<u>(2) 災害輸送の方法</u> <u>ア 輸送手段</u> <u>次のうち、最も適切な手段により輸送を実施します。</u> <u>(ア) 貨物自動車等による輸送</u> <u>(イ) 鉄道による輸送</u> <u>(ウ) 船舶による輸送</u>
--	--	---

	<u>エ 航空機による輸送</u> <u>2 災害輸送の確保</u> <u>(1) 陸上輸送</u> <u>ア 輸送車両等の確保</u> <u>輸送車両等は、次の方法により確保するものとします。</u> <u>(ア) 市が保有する車両等</u> <u>(イ) 防災関係機関が所有する車両等</u> <u>(ウ) 自動車運送事業者の車両等</u> <u>イ 輸送力の確保</u> <u>(ア) 各部は、あらかじめ各部で保有する車両等の数及び種別を掌握し、円滑な輸送の確保に努めます。</u> <u>(イ) 政策財務部は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、緊急度及び用途等を定めた輸送・配車計画を作成します。</u> <u>(ウ) 各部の保有する車両等で輸送力の確保ができない場合は、政策財務部に市有集中管理車両の確保の要請をするものとします。政策財務部は、集中管理車両に不足を生じる場合は、県又は自動車運送事業者等に車両の確保を要請します。</u> <u>ウ 車両燃料の確保</u>	<u>(エ) 航空機による輸送</u> <u>(オ) 作業員等による輸送</u> <u>イ 緊急輸送</u> <u>緊急車両の調達は、市が保有する車両の一括管理により対応します。</u> <u>ウ 輸送力の確保</u> <u>(ア) 政策財務部（政策財政班）は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、輸送計画を作成します。</u> <u>(イ) 営業車を所有する者に協力を求めます。</u> <u>a 乗合自動車、貨物自動車</u> <u>b 三重交通株式会社中勢営業所</u> <u>c 特殊自動車</u> <u>エ 災害時の車両燃料の確保</u>
--	---	---

	<u>災害時における車両燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所、三重県石油商業組合津支部・一志支部等の協力により確保を図ります。</u> (2) <u>鉄道輸送</u> <u>鉄道の利用については、必要の都度、東海旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社等の関係機関に連絡のうえ措置します。</u> (3) <u>海上輸送</u> <u>船舶による輸送は、津松阪港を拠点とし、港湾事情を考慮に入れ、県災対本部、港湾管理者、漁業協同組合等関係機関に協力要請を行います。</u> (4) <u>航空輸送</u> <u>陸上輸送の途絶等に伴い、緊急に航空輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して航空輸送の要請を行います。</u> <u>3 路上放置車両等に対する措置</u> (省略) <u>4 緊急通行車両の確保</u> (省略) <u>5 ヘリポート等の確保</u> <u>災害時に陸上交通が途絶した場合において、被災住民の人命救助や生活物資等の緊急輸送を迅速かつ円滑に行うため、津市伊勢湾ヘリポートの活用を始め、あらかじめ選定した候補地の中から、適切な箇所に臨時離着陸場を開設します。</u> <u>なお、ヘリポート及びあらかじめ選定した臨時離着陸場の候補</u>	<u>災害時における車両燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所の協力により確保を図ります。</u> (4 鉄道輸送の確保 から文言修正して移記) <u>4 鉄道輸送の確保</u> <u>鉄道等の利用については、必要の都度、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社等に連絡のうえ措置します。</u> <u>2 路上放置車両等に対する措置</u> (省略) <u>3 緊急通行車両の確保</u> (省略) (記載なし)
--	--	---

	<u>地は、資料編のとおりです。</u> <u>また、市は、臨時離着陸場を開設する際、次の作業を行います。</u> (1) <u>臨時離着陸場には、ヘリコプターに安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて風向きを示しておきます。</u> (2) <u>降下場所の目印として、着陸点に石灰粉等でH印を付けます。</u> (3) <u>夜間は、着陸場への灯火標識の設置等、上空からの識別が容易となるような手段を講じます。</u> <u>6 県への応援要請（危機管理部）</u> (1) <u>海上輸送</u> <u>船舶による輸送を必要とする場合、海上輸送の基地となる津松阪港の活用を図ります。</u> (2) <u>空中輸送</u> <u>ヘリコプターによる輸送を必要とする場合、災害用ヘリポートを指定して県へ報告します。</u> (3) <u>防災ヘリコプターの応援要請</u> <u>ア 要請の要件</u> <u>市は、防災ヘリコプターの要請を三重県防災ヘリコプター運航管理要綱及び三重県防災ヘリコプター緊急運行要領の定めるところにより、次の場合に行います。</u> (ア) <u>災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</u> (イ) <u>発災市の消防力だけでは火災防御が著しく困難と認められる場合</u> (ウ) <u>その他、緊急輸送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプタ</u>	
--	---	--

		一以外に適切な手段がない場合 イ 要請の方法 緊急を要する要請であるので、電話等により次の事項について連絡を行います。事後速やかに文書で要請します。 (ア) 災害の種別 (イ) 災害発生の日時、場所及び被害の状況 (ウ) 災害発生現場の気象状態 (エ) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法 (オ) 離着場所の所在地及び地上支援体制 (カ) 応援に要する資機材の品目及び数量 (キ) その他必要事項 ウ 緊急応援要請連絡先 防災対策室防災航空グループ（防災航空隊） TEL 235-2558（緊急専用回線） FAX 235-2557																																																	
119	図中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被災（発生）</th><th>3日</th><th>10日</th><th>21日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>段 階</td><td>第1段階</td><td>第2段階</td><td>第3段階</td></tr> <tr> <td>目標水量</td><td>3ℓ/人日</td><td>20ℓ/人日</td><td>100ℓ/人日</td></tr> <tr> <td>主 用 途</td><td>生命維持に必要な飲料水</td><td>炊事、洗面等の最低生活用水</td><td>生活用水の確保</td></tr> <tr> <td>給水方法</td><td>運搬給水(仮設水槽、給水車、簡易容器)</td><td>運搬給水(仮設水槽、給水車、簡易容器)、仮設給水</td><td>仮設給水場所の増設</td></tr> <tr> <td>給水拠点</td><td>住居より1km以内</td><td>住居より500m以内</td><td>住居より250m以内</td></tr> </tbody> </table>	被災（発生）	3日	10日	21日	段 階	第1段階	第2段階	第3段階	目標水量	3ℓ/人日	20ℓ/人日	100ℓ/人日	主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	給水方法	運搬給水(仮設水槽、給水車、簡易容器)	運搬給水(仮設水槽、給水車、簡易容器)、仮設給水	仮設給水場所の増設	給水拠点	住居より1km以内	住居より500m以内	住居より250m以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被災（発生）</th><th>3日</th><th>10日</th><th>21日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>段 階</td><td>第1段階</td><td>第2段階</td><td>第3段階</td></tr> <tr> <td>目標水量</td><td>3ℓ/人日</td><td>20ℓ/人日</td><td>100ℓ/人日</td></tr> <tr> <td>主 用 途</td><td>生命維持に必要な飲料水</td><td>炊事、洗面等の最低生活用水</td><td>生活用水の確保</td></tr> <tr> <td>給水方法</td><td>拠点給水 運搬給水</td><td>仮設給水所 拠点・運搬給水</td><td>仮設給水所の増設</td></tr> <tr> <td>給水拠点</td><td>住居より1km以内</td><td>住居より500m以内</td><td>住居より250m以内</td></tr> </tbody> </table>	被災（発生）	3日	10日	21日	段 階	第1段階	第2段階	第3段階	目標水量	3ℓ/人日	20ℓ/人日	100ℓ/人日	主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所の増設	給水拠点	住居より1km以内	住居より500m以内	住居より250m以内
被災（発生）	3日	10日	21日																																																
段 階	第1段階	第2段階	第3段階																																																
目標水量	3ℓ/人日	20ℓ/人日	100ℓ/人日																																																
主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保																																																
給水方法	運搬給水(仮設水槽、給水車、簡易容器)	運搬給水(仮設水槽、給水車、簡易容器)、仮設給水	仮設給水場所の増設																																																
給水拠点	住居より1km以内	住居より500m以内	住居より250m以内																																																
被災（発生）	3日	10日	21日																																																
段 階	第1段階	第2段階	第3段階																																																
目標水量	3ℓ/人日	20ℓ/人日	100ℓ/人日																																																
主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保																																																
給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所の増設																																																
給水拠点	住居より1km以内	住居より500m以内	住居より250m以内																																																
120	2	(4) 給水の方法	(4) 給水の方法																																																

		<u>ア 仮設水槽への運搬給水</u> <u>応急給水施設等から給水車により水を運搬し、給水場所で給水タンクやバルーン水槽に補給して水を確保し、市民に水を供給します。</u> <u>イ 給水車での運搬給水</u> <u>応急給水施設等から給水場所に給水車等により水を運搬し、時間を区切って市民に水を供給します。</u> <u>ウ 簡易容器による運搬給水</u> <u>応急給水施設等から給水ポリ容器や非常用給水袋に給水し、市民に水を供給します。</u> <u>エ 仮設給水</u> <u>給水場所付近の配水管に仮設給水栓を設置して、市民に水を供給します。</u> <u>(5) 給水場所</u> <u>大規模断水時の給水場所は、避難所とします。</u> <u>ただし、断水規模や復旧状況に応じて変動することがあります。</u> <u>また、拠点となる医療施設や福祉施設など優先的な給水が必要となる施設に対して、水道水の運搬を行います。</u>	<u>ア 給水方法は指定避難所、医療施設、医療救護班が設置する救護所、学校、市役所などの拠点給水とし、供給する飲料水は原則として水道水とします。</u> <u>イ 被災地において、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等(給水タンク、ポリタンク)により運搬供給します。</u> <u>拠点給水場所の設置等は資料編のとおりです。</u>
120	19	2 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保 (1) 生活用水の確保 市は、災害時の生活用水の水源として、<u>応急給水施設等の貯留水を確保するとともに、あらかじめ登録した災害時協力井戸も活用します。</u> (2) 応急給水用資機材・人員の確保	2 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保 (1) 生活用水の確保 市は、災害時の生活用水の水源として、<u>震災対策用貯水施設等と被災地付近の浄水場の貯留水を利用して供給します。</u> (2) 応急給水用資機材・人員の確保

		災害時に使用できる貯水槽等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握します。 自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」等により所有機関に給水車等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請します。	災害時に使用できる貯水槽等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握します。 自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」により所有機関に給水車等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請します。
121	1	5 応援の要請 <u>大規模災害により甚大な被害が発生し、水道部単独での応急対策の実施が困難となった場合は、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等について関係機関等に速やかに応援要請を行います。</u>	5 応援の要請 <u>大規模被災に対し、水道部単独での応急対策はその実施が困難であると想定されるため、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等に係る関係機関等に速やかに応援要請を行います。</u>
121	5	6 広報の実施 被災後の断水の状況、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について、<u>広報車、同報系防災行政無線、ホームページなどを活用して</u>広報することにより、市民の不安解消に努めます。	6 広報の実施 被災後の断水の状況、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、市民の不安解消に努めます。
122	13	(3) 応急食料の調達 <u>ア 市は、事前に食料等の調達及び供給に関する協定を締結している業者等に対し、速やかに協力要請を行い、食料等の調達を行います。</u> <u>イ 必要に応じ、その他の食料品を取り扱う卸売業者、小売業者、食料品製造業者からも必要な食料を調達します。</u> <u>ウ 市において、食料の調達が困難な場合は、県及びその他の関係団体等に要請します。</u> <u>エ 調達した食料等は、原則、物資の一時集積場所（受入拠点）</u>	(3) 応急食料の調達 <u>ア 市は、県との災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定書に基づき必要に応じて、米の調達を行います。</u> <u>イ 市は、米、その他の主食及び副食等の調達について、事前に協力を要請してある業者から速やかに購入するとともに、不足を生じた場合には、直ちに県等に斡旋を要請します。</u>

		<u>で受け入れ、仕分け等を行った上、各避難所等へ配送することとしますが、状況に応じて、直接各避難所等へ配送します。</u>	
124	17	2 物資の受け入れ及び配分 (1) 救援物資の受け入れ及び配分 <u>災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、指定する場所に物資を集積し、配分を行うものとします。</u> 救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において受払の記録及び受領書を整備しておきます。 (2) 調達及び物資集積場所 <u>物資の集積場所は次の中から状況に応じて決定します。</u> ア <u>三重県立津東高等学校</u> イ <u>安濃中央総合公園</u> ウ <u>三重県立津高等学校</u> (3) 供給方法 <u>商工観光部は、関係部局と連携し、受け入れた救援物資等を適切に配分し、避難所等へ供給します。</u>	2 物資の受け入れ及び配分 (1) 救援物資の受け入れ及び配分 救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において受払の記録及び受領書を整備しておきます。 (2) 調達及び物資集積場所 <u>物資の集積場所は次のとおりとします。</u> ア <u>本庁倉庫</u> イ <u>各総合支所</u> ウ <u>各出張所（一部除く）</u> (3) 支給方法 <u>各世帯別の割り当ては健康福祉部が行います。支給又は貸与は総合支所管内については支部長（総合支所長）、その他の区域は健康福祉部長が行います。</u>
125	9	1 医療・救護体制の確立 (1) 実施体制 市は、多数の傷病者が発生する等、医療救護の必要を認めた場合は、<u>社団法人津地区医師会（以下「津地区医師会」という。）及び公益社団法人久居一志地区医師会（以下「久居一志地区医師会」という。）</u>、<u>公益社団法人津歯科医師会（以下「津歯科医師会」という。）</u> <u>等</u>との災害救護活動協定等に基づき、速やか	1 医療・救護体制の確立 (1) 実施体制 市は、多数の傷病者が発生する等、医療救護の必要を認めた場合は、<u>社団法人津地区医師会（以下「津地区医師会」という。）及び社団法人久居一志地区医師会（以下「久居一志地区医師会」という。）</u>並びに<u>社団法人津歯科医師会（以下「津歯科医師会」という。）</u>との災害救護活動協定等に基づき、速やかに医療救

		に医療救護活動の要請を行います。	護活動の要請を行います。
125	22	(3) 災害救護本部の設置 津地区医師会長、久居一志地区医師会長、津歯科医師会長、津薬剤師会長は、それぞれ津地区医師会（Tel 227-1775）、久居一志地区医師会（Tel 255-3155）、津歯科医師会（Tel 225-1304）、津薬剤師会（Tel 255-4387）に災害救護本部を設置し、市災害対策本部と連携し、医療救護班の指揮を行います。	(3) 災害救護本部の設置 津地区医師会長及び久居一志地区医師会長並びに津歯科医師会長は、それぞれ社団法人津地区医師会（Tel 227-1775）及び久居一志地区医師会（Tel 255-3155）並びに津歯科医師会（Tel 225-1304）に災害救護本部を設置し、市災害対策本部と連携し、医療救護班の指揮を行います。
126	3	(4) 救護所の設置 救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地とし、災害の状況等に応じて、適切な場所に設置します。また、必要に応じ、津市応急診療所についても、活用を図ります。	(4) 救護所の設置 救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地とし、災害の状況等に応じて、適切な場所に設置します。また、必要に応じ、津市休日応急・夜間こども応急クリニック及び津市久居休日応急診療所についても、活用を図ります。
126	17	2 医療・救護活動の実施 (1) 医療及び助産の対象者 医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施します。 ア 医療救助 <u>医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者</u>	2 医療・救護活動の実施 (1) 医療及び助産の対象者 医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施します。 ア 医療救助 <u>医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者</u>
130 ～ 131	4	(3) 処理方法 ア 生活ごみ処理 市は、災害により通常の集積場所の使用が不可能となった場合、ごみ収集にあたり臨時的な集積所を確保します。 避難所及び災害対策本部が開設した指定以外の避難所等	(3) 処理方法 ア 生活ごみ処理 市は、災害により通常の集積場所の使用が不可能となった場合、ごみ収集にあたり臨時的な集積所を確保します。 避難所及び災害対策本部が開設した指定以外の避難所等

		を含めた収集・運搬路を確保し、収集車を巡回させ応急処理を行います。 ごみの処理は、できる限りの分別排出と<u>再資源化に努め、再資源化できないごみは「西部クリーンセンター」「クリーンセンターおおたか」「河芸美化センター」での焼却、白銀環境清掃センターでの埋め立て処分を原則としますが、一時的に多量のごみが出ることから必要に応じ、あらかじめ選定する市の公共用地等の仮置場に一時的に集積し、適切に処理を行います。</u>	を含めた収集・運搬路を確保し、収集車を巡回させ応急処理を行います。 ごみの処理は、できる限りの分別排出と<u>資源化に努め、「西部クリーンセンター」「クリーンセンターおおたか」「河芸美化センター」での焼却、白銀環境清掃センターでの埋め立て処分を原則としますが、一時的に多量のごみが出ることから必要に応じ、あらかじめ選定する市の公共用地等の仮置場に一時的に集積し、適切に処理を行います。</u>
131	図中	[ごみ処理対策活動フロー図] <pre> graph TD A[災害発生] --> B[処理対策組織の設置] B --> C[情報収集、発生量の推計] C --> D[生活ごみ処理] C --> E[がれき等処理] D --> F[処理施設、収集・運搬路の確保] E --> G[仮置場（廃家電仮置場を含む）、 処理施設の確保] F --> H[応急時の生活ごみ処理、応援の要請] G --> I[応急時のがれき等処理、応援の要請] </pre>	[ごみ処理対策活動フロー図] <pre> graph TD A[災害発生] --> B[処理対策組織の設置] B --> C[情報収集、発生量の推計] C --> D[生活ごみ処理] C --> E[がれき等処理] D --> F[粗大ごみ以外、粗大ごみ、廃家電 仮置場（廃家電仮置場を除く）、 処理施設、収集・運搬路の確保] E --> G[仮置場（廃家電仮置場を含む）、 処理施設の確保] F --> H[応急時の生活ごみ処理、応援の要請] G --> I[応急時のがれき等処理、応援の要請] </pre>

133	17	2 遺体の処理、収容の実施 遺体を発見したときは、<u>市は速やかに所管する警察署に必ず連絡し、その検視を待って必要に応じ、次の方法により遺体を処理します。</u> (1) 遺体の処理は、<u>市が処理場所を確保し、医師や奉仕団等の協力を得て、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をします。</u> (2) 埋火葬までの間、<u>遺体の腐乱防止等保存には十分注意を払い、適切な場所に安置します。ただし、市において実施できないときは、他の機関に協力を求める等</u>の方法により行います。	2 遺体の処理、収容の実施 遺体を発見したときは、<u>災害対策本部は速やかに所管する警察署に必ず連絡し、その検視を待って必要に応じ、次の方法により遺体を処理します。</u> (1) 遺体の処理は、<u>災害対策本部において、医療班又は医師が奉仕団の労力奉仕により処理場所を借上げ（仮設）、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をします。</u> (2) 埋火葬までの間、<u>適切な場所に安置します。ただし、災害対策本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等</u>の方法により行います。
133	24	3 遺体の埋火葬の実施 遺体の埋火葬の実施は、<u>市において火葬若しくは土葬に付します。ただし、棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給をもって行うこともできます</u> なお、埋火葬の実施にあたっては次の点に留意します。 (1) （省略） (2) 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査に<u>あたること。</u> (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の<u>埋火葬</u>は、行旅死亡人としての取扱いとすること。 (4) <u>市内の斎場が被害により使用できない場合及び遺体の数が処理能力を超える場合は、他の市町の斎場使用について応援を要請するとともに、県に対して必要な措置を要請しま</u>	3 遺体の埋火葬の実施 遺体の埋火葬の実施は、<u>災害対策本部において土葬若しくは火葬に付します。ただし、棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給をもって行うこともできます。</u> なお、埋火葬の実施にあたっては次の点に留意します。 (1) （省略） (2) 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査に<u>あたるとともに、埋葬にあたっては土葬とすること。</u> (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の<u>埋葬</u>は、行旅死亡人としての取扱いとすること。 (4 応援の要請 より文言修正して移記) 4 応援の要請 <u>埋火葬の実施が災害対策本部でできないときは、「1(2) 応援</u>

		す。	の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施します。 また、大規模災害等により死体の数が多いときや、市火葬施設が損壊し市施設だけでは処理しきれないときは、近隣市町に火葬の協力を依頼するとともに、県に対して必要な措置を要請します。
136	5	1 住宅の応急対策の実施責任と確保体制の確立 (1) <u>災害救助法が適用され県から委任された場合や市長が必要と認めるときは、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は市長が実施します。</u>	1 住宅の応急対策の実施責任と確保体制の確立 (1) <u>応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市長が行います。災害救助法が適用された場合においても、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは市長が行います。</u>
137	6	1 公共土木施設等の応急対策 (1) 道路、橋りょう <u>各道路管理者は被害状況を把握し、状況に応じて交通規制等の措置やう回路により、通行者の安全を確保します。</u> <u>応急復旧工事は緊急輸送道路を優先に実施し、逐次重要な生活道路での復旧を進めます。</u> (2) <u>港湾、漁港施設</u> <u>各施設管理者は、関係機関の協力を得て必要な応急措置を行い、速やかに応急復旧工事に着手します。</u> (3) 河川、海岸 <u>各施設管理者は、管理施設の被災の発見に努め、被災箇所について必要な応急措置を行い、速やかに応急復旧工事に着手し</u>	1 公共土木施設等の応急対策 (1) 道路、橋りょう <u>産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活基盤となっている道路（緊急輸送道路の確保に引き続き、市民の生活に欠くことのできない重要な生活道路）は、被災後速やかに応急復旧工事に着手し、早期復旧を進めます。</u> <u>また、橋りょうについても同様に復旧工事に着手し、早期復旧を進めます。</u> (2) <u>港湾施設</u> <u>被災後の地域の状況によって、海上の緊急輸送用の拠点として岸壁等の補修や障害物の除去等、緊急輸送に対処するよう管理者に要請します。</u> (3) 河川、海岸 <u>河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後速やかに</u>

		ます。	応急復旧工事に着手し、浸水を防除するよう管理者に要請します。
146	17	ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある場合、作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止	ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある場合、作業及び移送の停止並びに施設の応急点検
148 ～ 149	12	2 児童生徒等の保護 児童生徒等の安全を確保するため、危険が予想される場合は、教育長又は校長、園長、所長の判断で、次の措置をとります。 (1) 災害が始業後にあった場合は、原則として直ちに授業を中止し、幼児・児童・生徒を安全な場所に避難させるなど安全確保を行います。 また、通学路の安全点検など地域の情報収集を行います。状況から判断して、安全に帰宅すること等が困難な幼児・児童・生徒は学校で保護します。通学路の安全が確認されるなどして、幼児・児童・生徒を帰宅させる場合も、保護者と連絡を取り、教職員の引率による集団下校、保護者による迎え、安全指導などの措置を講じます。	2 児童生徒等の保護 児童生徒等の安全を確保するため、危険が予想される場合は、教育長又は校長、園長、所長の判断で、次により臨時休校（園）の措置をとります。 (1) 災害が始業後にあった場合は、原則として直ちに授業を中止し、幼児・児童・生徒を安全な場所に避難させるとともに、下校に向けた通学路の安全点検を行います。 また、通学路の安全が確認され次第、児童・生徒を下校させますが、その際は危険防止等についての注意を徹底させ、必要に応じ教職員等が地区別に付き添うなどの措置を講じます。なお、幼稚園、保育所については、保護者に連絡し、園児等を引き渡します。ただし、保護者が不在の場合や危険のおそれがある地域に居住する幼児・児童・生徒は引き続き学校等に保護します。
149	26	5 り災児童生徒等の保健管理 (1) り災児童生徒等の健康管理及び心のケアに努めます。 (2) 学校の設置者は、応急処置に必要な物品を各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたります。	5 り災児童生徒等の保健管理 (1) り災児童生徒等の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図ります。 (2) 学校の設置者は、応急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたります。

152	13	6 その他の支援 (1) <u>相談できる環境づくり</u> <u>高齢者や障がい者等の身近な相談相手として、自主防災組織や民生委員児童委員が中心となり、相談しやすい環境の確保を図ります。</u>	6 その他の支援 (1) <u>相談窓口の開設活動の要請</u> <u>高齢者や障がいを持つ人等に対しては、地域住民を中心としたきめ細かな救護体制を確立し、早期に相談窓口を設置します。</u>
157	6	2 災害救助法による救助の実施 (1) 救助の種類と実施権限の委任 ア 災害救助法による救助の種類 (ア) (省略) (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の<u>供給</u> (ウ)～(カ) (省略) (キ) 生業に必要な資金の貸与、<u>器具又は資料の給与又は貸与</u> (ク)～(サ) (省略)	2 災害救助法による救助の実施 (1) 救助の種類と実施権限の委任 ア 災害救助法による救助の種類 (ア) (省略) (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の<u>供与</u> (ウ)～(カ) (省略) (キ) 生業に必要な資金の貸与 (ク)～(サ) (省略)
161	6	1 派遣部隊の業務及び撤収 (1) 業務 派遣部隊は、人命救助に関する活動及び水防活動その他の救援活動を行います。 <u>救助活動の内容は、災害の状況及び他の救援機関等の活動状況等によって異なりますが、おおむね次のとおりです。</u> <u>ア 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）</u> <u>イ 避難の援助（誘導、輸送）</u> <u>ウ 遭難者等の搜索救助</u> <u>エ 水防活動</u> <u>オ 消防活動</u>	1 派遣部隊の業務及び撤収 (1) 業務 派遣部隊は、人命救助に関する活動及び水防活動その他の救援活動を行います。 (記載なし)

		<u>カ 道路及び水路の啓開（障害物除去等）</u> <u>キ 応急医務・救護、防疫</u> <u>ク 人員及び物資の緊急輸送</u> <u>ケ 炊飯及び給水</u> <u>コ 救助物資の無償貸付又は譲与</u> <u>サ 危険物の保安及び除去等</u>	
164	16	(削除)	<u>5 生活再建支援</u> <u>被災者の生活再建が円滑に進むよう、市は、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、生業支援、中小企業支援、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及びり災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免をします。</u>
165	3	第1節 公共施設災害復旧事業計画 ○ <u>公共施設の災害復旧については、各施設の原形復旧とあわせ、再度の災害の発生を防止するため、施設の新設、改良を実施します。</u>	第1節 公共施設災害復旧事業計画 ○ <u>公共施設の災害復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行います。</u>
165	6	1 公共土木施設災害復旧事業計画 <u>(1) 河川災害復旧事業計画</u> (省略) <u>(2) 道路災害復旧事業計画</u>	1 公共土木施設災害復旧事業計画 <u>(1) 水道施設災害復旧計画</u> <u>市及び水道事業者により速やかに復旧を行うものとしませんが、被災の程度により全面回復が困難な場合は、給水車等により応急給水を実施します。</u> <u>(2) 河川災害復旧事業計画</u> (省略) <u>(3) 道路災害復旧事業計画</u>

		(省略) <u>(3) 下水道災害復旧事業計画</u> (省略) <u>(4) 漁港等の災害復旧計画</u> (省略)	(省略) <u>(4) 下水道災害復旧事業計画</u> (省略) <u>(5) 漁港等の災害復旧計画</u> (省略)
166	18	<u>4 水道施設災害復旧事業計画</u> <u>(1) 水道施設災害復旧計画</u> <u>市及び水道事業者により速やかに復旧を行うものとしますが、被災の程度により全面回復が困難な場合は、給水車等により応急給水を実施します。</u>	(1 公共土木施設災害復旧事業計画より移記)
170 ～ 173	31 25	<u>2 災害援護資金の貸付</u> <u>災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される自然災害が本市に発生した場合、被災者に災害援護資金の貸付を行います。</u> <u>(1) 対象となる自然災害</u> <u>ア 津市において住居が5世帯以上滅失した災害</u> <u>イ 三重県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害</u> <u>ウ 三重県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害</u> <u>エ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u> <u>(2) 貸付対象者</u> <u>以下の①、②の条件のうち、1つ以上の要件を満たし、以下の</u>	(記載なし)

所得制限以内の方①津市において住居が５世帯以上滅失した災害② 三重県内において住居が５世帯以上滅失した市町が３以上ある場合の災害所得制限表

<u>世帯人員</u>	<u>市民税における前年の総所得金額</u>
<u>１人</u>	<u>２２０万円</u>
<u>２人</u>	<u>４３０万円</u>
<u>３人</u>	<u>６２０万円</u>
<u>４人</u>	<u>７３０万円</u>
<u>５人以上</u>	<u>１人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額</u>
<u>その世帯の住居が滅失（流失）した場合にあっては、１，２７０万円とする。</u>	

(３) 貸付限度額ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね１月以上の負傷をした場合

<u>被害の種類及び程度</u>	<u>貸付限度額</u>
<u>住居の損害がない場合</u>	<u>１５０万円</u>
<u>家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害の場合</u>	<u>２５０万円（３５０万円）</u>
<u>住居が半壊した場合</u>	<u>２７０万円（３５０万円）</u>
<u>住居が全壊した場合</u>	<u>３５０万円</u>

イ 世帯主に負傷がない場合

<u>被害の種類及び程度</u>	<u>貸付限度額</u>
<u>家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害の場合</u>	<u>１５０万円</u>
<u>住居が半壊した場合</u>	<u>１７０万円（２５０万円）</u>
<u>住居が全壊した場合</u>	<u>２５０万円（３５０万円）</u>
<u>住居の全体が滅失、又は流失した場合</u>	<u>３５０万円</u>

		※ただし、被災した住居を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざるを得ない場合は（ ）内の金額となります。 <u>(4) 貸付条件</u> ア 利率 年 3 %（措置期間中は無利子） イ 措置期間 3 年 ウ 償還期間 措置期間を含み 1 0 年 エ 償還方法 半年賦の元利均等償還払い オ 連帯保証人 要 <u>3 被災者に対する職業斡旋等</u> (省略) <u>4 租税の徴収猶予及び減免等</u> (省略) <u>5 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</u> (省略) <u>6 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋</u> (省略) <u>7 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保</u> (省略)	<u>2 被災者に対する職業斡旋等</u> (省略) <u>3 租税の徴収猶予及び減免等</u> (省略) <u>4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</u> (省略) <u>5 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋</u> (省略) <u>6 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保</u> (省略)
176 ～ 178	1 25	<u>第 5 節 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・弔慰金</u> <u>○被災者又は遺族に対して弔慰金、見舞金を支給します。</u> <u>1 災害弔慰金</u> <u>災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される自然が本市に発生した場合に、被災者又は遺族に対して災害弔慰金を支給します。</u>	(記載なし)

	<u>(1) 対象となる自然災害</u> <u>以下のいずれかに該当する災害</u> <u>ア 津市において住居が5世帯以上滅失した災害</u> <u>イ 三重県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害</u> <u>ウ 三重県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害</u> <u>エ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u> <u>(2) 支給対象者</u> <u>災害により死亡された方の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）</u> <u>※遺族の1人に代表して支給され、支給される方は法によって決定する。</u> <u>※兄弟姉妹は死亡者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。</u> <u>(3) 支給額</u> <u>ア 生計維持者が死亡した場合：500万円</u> <u>イ その他の方が死亡した場合：250万円</u> <u>(4) 支給の制限</u> <u>下記のいずれかに該当する場合は、災害弔慰金は支給されません。</u> <u>ア 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合</u> <u>イ 当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより</u>	
--	---	--

	<u>支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合</u> <u>ウ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合</u> <u>2 災害障害見舞金</u> <u>災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される自然が本市に発生した場合に、被災者に対して災害障害見舞金を支給します。</u> <u>(1) 対象となる自然災害</u> <u>以下のいずれかに該当する災害</u> <u>ア 津市において住居が5世帯以上滅失した災害</u> <u>イ 三重県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害</u> <u>ウ 三重県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害</u> <u>エ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u> <u>(2) 支給対象者</u> <u>災害により下記の障害を受けた者</u> <u>ア 両眼が失明したもの</u> <u>イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの</u> <u>ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</u> <u>エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する</u>	
--	---	--

		<u>もの</u> <u>オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</u> <u>カ 両上肢の用を全廃したもの</u> <u>キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</u> <u>ク 両下肢の用を全廃したもの</u> <u>ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの</u> <u>(3) 支給額</u> <u>ア 生計維持者が障害を受けた場合：250 万円</u> <u>イ その他の方が障害を受けた場合：125 万円</u> <u>(4) 支給の制限</u> <u>下記のいずれかに該当する場合は、災害障害見舞金は支給されません。</u> <u>ア 当該障害者の障害が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合</u> <u>イ 当該障害に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合</u> <u>ウ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合</u> <u>3 災害見舞金</u> <u>津市災害見舞金等の支給に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、被災者に対して災害見舞金を支給します。</u> <u>(1) 対象となる自然災害</u> <u>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、</u>	
--	--	--	--

又は火災。

(2) 支給対象者

災害により下記に該当する被害を受けた被災者又は世帯主。

ア 住居が全壊し、流失し、又は全焼した世帯

イ 住居が半壊し、又は半焼した世帯

ウ 住居が床上浸水による被害を受けた世帯

(3) 支給額

<u>被害状況</u>	<u>支給額</u>
<u>住居が全壊し、流失し、又は全焼した世帯</u>	<u>3万5千円</u>
<u>住居が半壊し、又は半焼した世帯</u>	<u>2万円</u>
<u>住居が床上浸水による被害を受けた世帯</u>	<u>1万3千円</u>

(4) 支給の制限

下記に該当する場合は、災害見舞金は支給されません。

ア 当該災害が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

4 弔慰金

津市災害見舞金等の支給に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、遺族に対して弔慰金を支給します。ただし、災害弔慰金支給等に関する法律による1災害弔慰金の支給を受けた場合、弔慰金は支給されません。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災。

(2) 支給対象者

下記の災害により死亡された方の遺族（配偶者、子、父母、孫、

祖父母、兄弟姉妹)

ア 住居の滅失した世帯数が1世帯以上の災害

イ 上記に準ずる程度の災害で市長が適当と認める災害

※遺族の1人に代表して支給され、支給される方は法によって決定する。

※兄弟姉妹は死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。

(3) 支給額

<u>死亡状況</u>	<u>支給額</u>
<u>生計維持者が自然災害で死亡された場合</u>	<u>500 万円</u>
<u>その他の方が自然災害で死亡された場合</u>	<u>250 万円</u>
<u>火災により死亡された場合</u>	<u>60 万円</u>

(4) 支給の制限

下記のいずれかに該当する場合は、弔慰金は支給されません。

ア 当該遺族が津市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年津市条例第106号）の規定による災害弔慰金の支給を受けた場合

イ 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

ウ 当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合

エ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

179	1	第 <u>6</u> 節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 (省略)	第 <u>5</u> 節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 (省略)
180	1	第 <u>7</u> 節 農林漁業経営者の安定策 (省略)	第 <u>6</u> 節 農林漁業経営者の安定策 (省略)
180	1	第<u>8</u>節 激甚災害の指定 <u>○ 災害発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合に、速やかに所定の手続を行います。</u> <u>(1) 激甚災害に関する調査</u> <u>ア 市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等の調査結果を県知事に報告します。</u> <u>イ 市長は激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置します。</u> <u>(2) 激甚災害指定の適用措置</u> <u>ア 激甚災害指定基準（本激）</u>	(記載なし)

		<table><tr><th>激甚法適用条項</th><th>適用措置</th></tr><tr><td>第2章 (第3条) (第4条)</td><td>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</td></tr><tr><td>第5条</td><td>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</td></tr><tr><td>第6条</td><td>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例</td></tr><tr><td>第8条</td><td>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</td></tr><tr><td>第11条の2</td><td>森林災害復旧事業に対する補助</td></tr><tr><td>第12条</td><td>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</td></tr><tr><td>第13条</td><td>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</td></tr><tr><td>第16条</td><td>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</td></tr><tr><td>第17条</td><td>私立学校施設災害復旧事業に対する補助</td></tr><tr><td>第19条</td><td>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</td></tr><tr><td>第22条</td><td>罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</td></tr><tr><td>第24条</td><td>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</td></tr><tr><td>第7条</td><td>開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</td></tr><tr><td>第9条</td><td>森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助</td></tr><tr><td>第10条</td><td>土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助</td></tr><tr><td>第11条</td><td>共同利用小型漁船の建造費の補助</td></tr><tr><td>第14条</td><td>事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</td></tr><tr><td>第20条</td><td>母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</td></tr><tr><td>第21条</td><td>水防資材費の補助の特例</td></tr><tr><td>第25条</td><td>雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</td></tr></table>	激甚法適用条項	適用措置	第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	第19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	第21条	水防資材費の補助の特例	第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	(記載なし)
激甚法適用条項	適用措置																																												
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助																																												
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置																																												
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例																																												
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例																																												
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助																																												
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例																																												
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例																																												
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助																																												
第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助																																												
第19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例																																												
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例																																												
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等																																												
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助																																												
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助																																												
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助																																												
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助																																												
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助																																												
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例																																												
第21条	水防資材費の補助の特例																																												
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例																																												

イ 局地激甚災害指定基準

激甚法適用条項	適用措置
第2章 （第3条）（第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等